



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
発行責任者：九後 健治  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館6階  
Tel (03) 5842-5601  
年額1,500円  
(送料込、会員は会費に含む)



## 労働時間の規制緩和は「時代に逆行」

### 労働時間の短縮で、いのち守る働き方と生活の実現を

自民・維新の連立で誕生した高市首相が自民党総裁就任時（10月6日）に行った「ワークライフバランスを捨てる。馬車馬のように働いていただく」との発言にはびっくり。そして政権発足当日（10月21日）には厚生労働大臣に対し、「心身の維持と従業員の選択を前提とした労働時間の規制の緩和を検討」をするように指示をだしたこと、首相の狙いがすべての労働者に今以上の長時間労働を押し付けようとしていることがはっきりしてきました。

#### いの健全国センターは「声明」を発表

いの健全国センターは、第5回理事会（10月25-26日）で「働くものに犠牲を強いる『改革』からの転換を」と題する声明を理事会名で発表しました。（QRコード参照）



いの健センターは、発足前の職対連（職業病対策連絡会）の時代から「過労死・過労自死はあってはならない」と被災者の救済と予防の活動に取り組みをすすめ、全国過労死を考える家族の会や過労死弁護団の運動で2013年に「過労死等対策推進法」が制定されました。そして2018年の「働き方改革」により、初めて時間外労働の上限規制が設けられました。その内容は「過労死ライン」（単月100時間・複数月平均80時間）という極めて不十分なものでしたが「KAROUSHI」が世界的に通用してしまう長時間労働の日本の働き方に対して、抑制する流れが示されてきていたのです。

前記「声明」では、過労死・過労自死に係る労災請求件数が年々増加していること、さらに会社からの圧力や立証するための壁の高さから請求に至っていない人がまだまだ大勢いることを指摘しています。

その上で「労働時間の短縮による人間らしい生活サイクルとジェンダー平等の実現、1日8時間働けば安心して暮らせる賃金水準と最低賃金の大幅な引き上げを強く求める」としています。



新宿駅頭で訴え

#### 「時短いいね」全国行動－全労連・中連

全労連・国民春闘共同委員会・労働法制中央連絡会（中連）は11月14日、「時短いいね 全国いっせいアクション」を実施し、労働基準法の規制強化を求めて各地で行動を行いました。

東京では、厚生労働省に長時間労働根絶や労働時間短縮を求める要請書・5923人分（累計2万226人）と団体署名511団体分（同1305団体）を提出しました（次頁写真）。

署名用紙の「一言」欄には「サービス残業をなくしてほしい」「健康を守ることのできる労働時間の実現を」「仕事は人生の一部、すべてではない」など切実な声があふれています。要請では、中連の土井直樹事務局長が「規制緩和は長時間労働になる。断固反対」と強調しました。

（2面へ続く）

#### 〈今月号の記事〉

労働法制中央連絡会総会	2面
過労死等防止対策推進シンポジウム	3面
各地・各団体 兵庫／東北／石川	
／神奈川／東海	4～6面
人間らしく働くための九州セミナー／私の一冊	7面
じん肺全国キャラバン集結集会	8面

## 新宿駅頭で街頭宣伝

夕方には仕事帰りなど大勢の人であふれる新宿駅頭で40人の参加者が宣伝行動を行いました。

婦人団体連合会の伊藤弘子副会長は、現在上映中の映画「女性の休日」をひきながら、ジェンダーギャップ指数16年世界第1位のアイスランドの運動を紹介。「私たちが粘り強く訴え続けることがジェンダー平等を実現していく。そのためにも労働時間の短縮は不可欠」と訴えました。



声をかけてくる人も

J M I T U (日本金属製造情報通信労働組合) の三木陵一委員長は「残業をしなくても生活できる最低賃金の大幅引上げや非正規雇用の均等待遇が求められている」と強調しました。



要請書を手渡す全労連・九後健治副議長

建交労の鈴木正明書記次長は、道路運送業の過労死労災請求が16年連続最多であることを指摘し、長時間労働が前提の賃金体系や労働実態の改善を訴えました。

全教の山元幸一さんは「教員を増やしてもっと子どもたちと過ごせる時間を」と訴えました。

労働政策審議会の分科会では、使用者側が裁量労働制の対象拡大や上限規制の緩和を求めています。

規制緩和の撤回を求めて、活動を強めていきましょう。

(全国センター 岡村やよい)

## 労基法解体の動きと対峙し、取り組みの強化を 労働法制中央連絡会総会

高市政権のもと、労働時間規制を緩和する動きが顕在化する中、労働法制中央連絡会は10月30日、2025年度総会を都内で開催しました。

### スキマバイトは日雇派遣禁止の脱法

総会では議事に先立ち、中村和雄弁護士による「スキマバイトの問題」と題した記念講演があり、急速に広がるスキマバイト（スポットワーク協会によると2025年4月時点で登録者数は約3400万人）の実態と労働法上の問題点等を明らかにしました。

具体的には、「事前に聞いていた仕事内容や労働条件と違った」「必要な教育・指導が不十分」「パワーハラが横行」「直前にキャンセルになった」「仕事中の負傷を労災と認めない」等のトラブルが増えており、法違反を伴う深刻な権利侵害の広がりを指摘しました。その上でスキマバイトを含む非正規問題への労働組合の討議と実践が重要と強調しました。

議案を提案した土井直樹事務局長は「労働時間規制について、健康確保と従業員の選択を前提に緩和する」などとした首相発言の危険性を指摘とともに、「労基法の解体を許さず、労働時間短縮をめざす」などの取り組みの方向を提起しました。

### 労働時間規制の緩和は労働者の願いに逆行

討論では「再雇用者への不当な賃金差別やジョブ型成果主義とたたかう」「P I Pをめぐるたたかいでは、諦めない姿勢が職場の団結力を高めている」「労働時間規制の緩和や副業・兼業促進の方向は、



開会挨拶する小畠雅子代表委員

労働者の願いに逆行」「自治体で長時間労働が蔓延している」「ワークライフバランスを捨てる」の発言に不安が広がっている」「労基法33条3項が恒常的な時間外労働を生じさせている」「生命や健康に切迫した重大な危険のある場合に労働者は作業を中止し避難できると定めた I L O 155号条約を批准・活用すべき」「10月に『ジェンダー平等宣言2025』を内外に公表した」「長時間労働を評価する姿勢を変えるべき」「1日7時間、週35時間労働制にこだわっていきたい」「働き方から男女平等を考えよう」など、職場実態をふまえた様々な発言があり、各団体の取り組みの到達点や今後の課題を共有しました。

総会の参加者はリモートで参加した者を含めて約80名。労基法解体等の動きと対峙し、国会請願署名、宣伝行動等の多様な取り組みを強化する方針を全員で意思統一しました。

(全国センター 森崎 巖)

## 「しごとより、いのち。」を掲げ

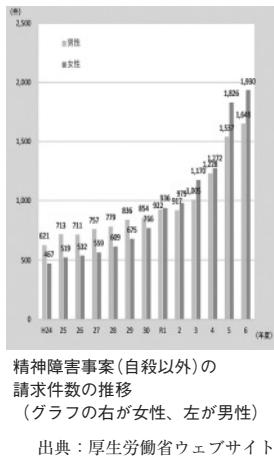
### 過労死等防止対策推進シンポジウム（東京中央集会）を開催

過労死等の労災請求・支給決定件数が急増する中、厚生労働省は11月5日、過労死等防止対策推進シンポジウム（東京中央会場・イイノホール）を開催しました。

開会にあたり、神谷政幸厚生労働大臣政務官があいさつし、昨年の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の改訂にふれながら、過労死等のない社会の実現に尽力するとしました。続いて「過労死等防止について考える議員連盟」の谷合正明事務局長は「当事者の皆さんのお意見を聞きながら対策の推進に尽力する」などと述べました。

### 精神障害事案（自殺以外）の件数が急増

厚生労働省労働基準局の松下総務課長からは「令和7年版 過労死等防止白書」を紹介しながら、対策のカギとなる特徴点等を明らかにしました。具体的には、精神障害事案の労災請求が急増しており（特に2023年度に大きく増加）、このうち、「自殺以外」に着目すると14年間で3.5倍となっていること、②令和元年以降の請求件数は、女性が男性を上回っていること、③業種別では「医療・福祉」が最も多いことなどの特徴点を指摘しました。



### 出来事別では「対人関係」が増加傾向

精神障害事案における出来事別の分析では、「対人関係（上司とのトラブル等）」、「仕事の量・質」が急増していることを明らかにしました。さらに、外食産業に焦点を当てた調査では、①労働時間が週60時間以上の割合は「店長」が最も高く、次いで「エリアマネージャー等」が高いこと、②ストレスの内容では、店長では「売上・業績の悪化」「経費の上昇」が高く、店舗従業員では「客からの苦情」が高い傾向にあることを指摘しました。その上で重点業種ごとの特徴を踏まえ、長時間・過重労働の防止や休日の確保、年休の取得促進等の取組を推進するとしました。

### 労災認定件数は氷山の一角

次いで、過労死等防止対策推進全国センターを代

表して、川人博弁護士から報告があり、「労災認定件数は氷山の一角」と強調。企業の担当者に対して「認定に至らなかった事案であっても業務上の原因がない訳ではない。従って、企業は『解雇してもよい』『補償も不要』などと考えず、相応しい対応を図るべき」と述べました。

また、今後に取り組むべき課題として、① ILO 190号条約を批准し、これに沿った法整備を図ること、②国家公務員の過重労働をなくすため、政治家の意識改革を図ること、③欧州の「週4日労働制」に向けた動きに注目すべきことなどを指摘しました。

前半の最後に大切なご家族を亡くされた方（4名）から、体験談が語られました。

後半は、次の3つの分科会に分かれ、各テーマに沿った講演と質疑応答が行われました。

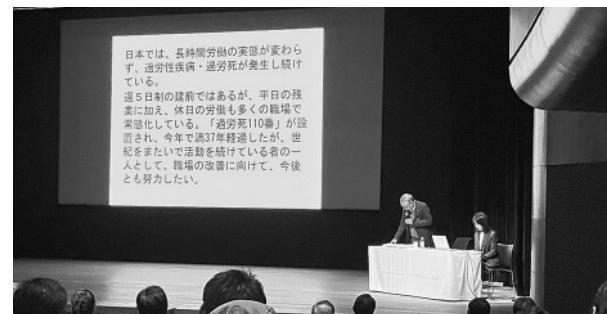
- ①「職場結合性うつ病・双極症・ADHDの病態と治療～精神科臨床医・産業医の経験をふまえて」  
－加藤敏氏（小山富士見台病院名誉院長、自治医科大学名誉教授）
- ②「カスタマーハラスメントの現状と課題～企業が取るべき対策とは」  
－池内裕美氏（関西大学社会学部教授）
- ③「過重労働防止をビジネスと人権の観点から考える」  
－中村優介氏（江東総合法律事務所、弁護士）

### 学んだことを職場等で生かし過労死等をなくそう

シンポジウムの参加者は約300人。参加者は、それぞれの発言に熱心に耳を傾け、過労死ゼロに向けた取り組みの必要性やヒントを共有しました。

最後に「全国過労死を考える家族の会」代表世話人の寺西笑子さんから、今回のシンポジウムで学んだことを職場等で生かし、「過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現」をめざそうと呼びかけがありました。

（全国センター 森崎 巖）



過労死等シンポジウム(11/5)で報告する川人博弁護士(壇上・左)

## 各地・各団体のとりくみ

### 兵庫

#### 傍聴席は満席に

川重過労死裁判・大阪高裁第1回弁論

10月28日「川重過労死事件」の大阪高裁控訴審・第1回口頭弁論が開かれました。

支援者の大きな拍手のなか新しい横断幕を掲げて入廷行動を行い、公判の成功をみんなで勝ち取ろうという雰囲気があふれたものになりました。傍聴は定員を大きく上回り抽選が実施され、抽選に漏れた11名は、弁護士会館で、傍聴者の資料を作成した弁護士の解説と世話人が原告の気持ちを込めた文章を聞きました。非常にわかりやすく「事件の内容がよく解かった」「川重の冷酷さには憤りを覚えた」「原告の思いには多くの方が共感し、必ず高裁で勝利をとの思いが強くなった」などの感想が寄せられました。

口頭弁論では原告の陳述後、大きな拍手が起き裁判官から注意されましたが、原告との共感が大きく拡がりました。また裁判を傍聴したいと神戸から3名の中学生が来られ、傍聴にも傍聴後の集会にも参加してくれるという嬉しい出会いもありました。

弁論後、屋外で開かれた報告会で、八木弁護団長

は「本日の期日前の進行協議で裁判長から

『抽選になったようですね』との言及がありました。裁判官もそこは意識していたようです。弁護団の弁論、原告の意見陳述をたくさんの方に聞いていただき、一審判決への多くの疑問を共有できたかと思います。ここからが勝負どころで、引き続き支援をお願いします」との発言がありました。原告からは「証言台では全国からのパワーをしっかり受け取り、自信を持って臨むことができました。皆様に支えられて、やり切った今、感謝と充実感で胸がいっぱいです。次回は12月18日10時30分に予定されています。引き続きご支援をよろしくお願いいたします」との訴えがありました。



SNSの署名はチェンジオルグとしてスタートしました。QRコードをできるだけ多く拡散していただいて早急に5000人の方の賛同を得たいと考えています。



### 東北

#### 職員の健康を守ることは労働組合活動の原点

東北セミナー

11月1日、岩手県盛岡市の岩手県公会堂で東北セミナーが開催されました。参加者は67人（内オンライン16人）でした。

セミナーでは午前、「メンタルヘルス不調を生まない働き方」をテーマに石川県城北病院の松浦健伸医師（精神科）からオンラインで講義を受けました。講演では、ストレスによって生じる物質が脳の神経細胞にダメージを与えることで心の病が起きることなどが語られました。さらに、職場でのメンタルヘルス不全発症の原因や予防のための仕組み、ストレスコントロールの方法を示していただきました。

午後の第1分科会は松浦医師による「睡眠と労働」分科会。第2分科会は、宮城県坂総合病院の船山由侑子医師（産婦人科）による「女性が安心して働き続けられる職場とは」分科会でした。第1分科会では睡眠の仕組みや構造、睡眠の意義、不眠症・睡眠時無呼吸症候群などの病気の説明と、なぜ睡眠が重要なのか、どうすれば睡眠をよくできるかなどについて話していただきました。第2分科会では、女性

が毎月の月経周期に加え、妊娠・出産期、更年期、老年期と生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動

し、女性ホルモンの影響により婦人科疾患だけでなく、生活習慣病・がん・メンタルヘルス不全などの発症の仕方や頻度にも性差があることが紹介されました。また、ライフステージ別の業務上の配慮が必要な女性の健康課題について詳しく説明されました。



参加者からは「東北セミナーは参加するとためになる。労安活動を職場に根付かせ、職員のいのちと健康を守ることは組合活動の原点だ」との発言がありました。来年、開催地となる山形県からは「人口減少で働く人は足りない。女性・外国人・高齢者を含めて元気に働いてもらうことが必要。50人未満の事業所が6割を超え、労働安全衛生委員会もない。従来通りでは対応できない。来年のセミナーでは課題になるだろう。ぜひ、おいでください」とあいさつがありました。

(宮城センター 遠藤利美)

## 各地・各団体のとりくみ

石川

### 週35時間制は、人間らしく働く原点 第17回総会

いの健石川センターは10月18日、佐々木昭三氏（全国センター理事）を講師に迎え、第17回総会を開催しました（写真）。

佐々木氏は、「いのちと健康を守る労働安全衛生活動と労働時間短縮、国際労働基準の活用等」をテーマに講演し、現在の職場は、人手不足、膨大な仕事量の実態があり、だからこそ、①労働時間7時間（8時間拘束）を目指す必要があること、②食事、睡眠時間、必要な自由時間を確保しなければならないことを指摘し、1週間35時間の実現は人間らしく働く原点であると強調しました。

また、ILO155号条約（職業上の安全及び健康）が今年批准されたが、法律があっても労組の活動が大切と指摘するとともに、安全衛生行政をしっかりさせることも重要。職場の2割に労働時間関係法令の違反があり、行政の権限強化を図ることが必要と指摘しました。

加えて、労働時間の短縮が決定的に大事であり、賃金や雇用のあり方に着目し、残業なしで生活できる賃金と雇用の安定が求められるとしました。近年急速に広がるスキマバイト、ダブル・トリプルワー

クなどの「多様な働き方」をめぐっては、生じている課題をどう改善していくのかはっきりさせていくことが必要と指摘しました。



講演する佐々木昭三氏  
(全国センター理事)

また、埼玉の教組、生協労組の取り組みを紹介しながら、職場の労働安全衛生の活動に関しては、事業所の規模に関係なく労働者の権利として必要な改善を事業者に求めていく必要があることを明らかにしました。

総会の討論では、福祉職場から、「30人規模の介護サービス事業所では、人手不足、職員の高齢化（ほとんど60歳以上）などの課題があり、ケガの労災が相次ぐ中、現場を支えている」

医療の組合からは、「すべての院所に衛生推進員を配置してきたが、コロナ以降難しくなった」

建交労からは、「一元的管理システム制度がつくられたもののトンネル坑夫の加入状況は60%ほど、会社も管理できていない。建設アスベストは、スレート鋼板（屋外）は対象にならない。給付金は国から半分出るが、メーカーはあくまで裁判で争う。メーカー参加の制度実現に頑張っている」などの発言があり、全体で共有しました。

（石川センター 川上仁志）

神奈川

### 若者の働く実態とパワハラへの対応を学ぶ 労働安全衛生学校

11月8日、県労連・民医連・神奈川センターの共催による「働くものの労働安全衛生学校」が開催されました。今回の学習会では、東京合同法律事務所の笹山尚人弁護士を講師に迎え、「若者の働く実態と職場におけるハラスメントの対応と予防」と題した講演が行われました。講演では、都立病院に勤務する若手薬剤師が職場での不当な扱いに対して声を上げた事例が紹介されました。この裁判の成果として、和解書には1年目の職員も対象とした超過勤務手当の申請ルールが明記されるなど、改善につながる重要な前進があったことが報告されました。

また、笹山弁護士は、若者を取り巻く厳しい労働環境についても言及。家計の困窮から大学生の貧困、奨学金返済の困難、非正規雇用の急増など、労働市場全体の劣化が進行している現状をデータに基づいて示しました。こうした状況の中で、「自己責任論」が社会に蔓延し、若者が諦めを抱え込む傾向が強まっていること、さらには職場でのハラスメントが深

刻化していることが問題視されました。



講演する笹山尚人弁護士

講演後には、各労働組合からの報告も行われました。ユーコープ労組からは「パワハラ自死と労働組合の取り組みについて」の特別報告があり、横浜市従からは市職員が直面するカスハラの事例が共有されました。さらに、医労連からは労働組合を結成し、パワハラを克服した介護施設の実践例、地域労組からは現在も継続している労災認定の取り組みについての報告があり、参加者にとって非常に示唆に富む内容となりました。

笹山弁護士は、ハラスメントに関する法規制が進んできた一方で、現行法は加害者の行為を制限することに重点が置かれており、被害者救済の視点が不十分であると指摘。だからこそ、労働組合が被害者の立場に立ち、寄り添いながら支援を行うことが不可欠であると強調しました。神奈川での取り組みについては高く評価され、「今後も継続して頑張ってほしい」との力強いメッセージが送られました。

（神奈川センター 木下 望）

## 各地・各団体のとりくみ

東海

### 「なぜ、労働組合が過労死問題に取り組むのか」 東海セミナー

10月18日、東海セミナーin愛知が、愛知労働会館においてリモート併用で開催され、愛知・岐阜・三重・静岡から45人が参加しました。今年のテーマは「なぜ、労働組合が過労死問題に関わるのか」。

岐阜県労連の平野竜也事務局長の問題提起を皮切りに各県からの報告が行われました。

静岡からは「障がい者の過労死」という深刻な事例が紹介されました。三重からは、大企業における長時間労働と過労死を含めた労働安全衛生問題の報告があり、企業の利益優先の構造が働く人の健康を蝕む実態が浮き彫りになりました。愛知からは福祉保育労の取り組みとしてメンタルヘルスやハラスメント対策を職場全体で進めている状況が語られました。

続いて行われたトークセッションには、NHK記者・佐戸未和さんのご遺族が登壇しました。未和さんは、選挙報道などの激務の中で心疾患により31歳の若さで亡くなりました。ご遺族は「過労死は遺族が声を上げて初めて過労死とされる」と語り、会場は静まり返りました。報告の中で浮かび上がったのは、未和さんの死の背景にある「見えない搾取」でした。やりがい、使命感、自己責任、社会貢献一本来は前向きの価値が、過重な労働を正当化する力に転化してしまう構造がありいのちが削られていきます。さらに企業の隠蔽体質が事実を覆い隠し、真



左から2人目が佐戸恵美子さん

実の解明を困難にしていきます。田巻紘子弁護士は、法制度と現場実態のギャップ、そして労働組合が最初の相談窓口として果たすべき役割を提起し議論しました。「労働組合が誠心誠意、遺族に向き合っていただければありがとうございます」という未和さんの母・恵美子さんの言葉に参加者は深くうなずきました。

今回のセミナーでは、労働組合が過労死を「我がこと」として向き合った姿勢から過労死防止への強い決意を感じました。県内外の複数の労働組合とともに学びあい、つながりを深めたことも大きな成果です。過労死を個人の問題ではなく、社会全体の問題としてとらえなおすことが求められています。

次回の東海セミナーの開催県は静岡です。セミナーが過労死のない社会をめざす灯であり続けることを願っています。 (愛知センター 高垣英明)

### 第5回理事会報告 第28回総会 12月12日（金）13:00～

いの健全国センターは、10月25～26日に第5回理事会を開催しました。12月に行う第28回総会に向けての会議として全労連会館とリモート併用で行いました。

九後事務局長から、第4回理事会（7月30日）以降の各種委員会・研究会の概要、厚生労働省関係を中心とした情勢の報告が行われました。

行政の動きとして、労政審・労災保険部会では労災保険制度のあり方の議論が、安全衛生分科会ではじん肺審査ハンドブックの改訂の議論が急ピッチで進められています。じん肺審査ハンドブックの改訂については、これまで臨床で行われていない検査やCT画像を重視する点などじん肺審査にあたって懸念される点もあり、建交労を中心に署名が行われていることも報告されました。また、高市新総理が就任と同時に厚生労働大臣に「労働時間規制緩和の検討」指示したことに対して、働くもののいのちと健

康を守る立場で反対の世論を広げていくことを提起し理事会としての声明を確認しました。

協議事項としては、28回総会の日時・運営・活動方針・新年度役員について議論しました。2025年政策・制度要求（案）についても、総会に提案していくことを提案し、確認しました。

事務局人事として11月より森崎巖さん（元全労連委員長）を採用することを確認しました。

(編集部)

### ■ 第28回総会 ■

日 時：12月12日（金）13:00～17:00

会 場：全労連会館2階ホール

\*リモート参加も可

議 題：2026年度活動方針案、決算・予算案  
役員、政策制度要求改訂案 等

# 「学び・調査し・行動する」セミナー運動をさらに発展させよう

## 人間らしく働くための九州セミナー in 大分

「はたらく私たちの健康権を創造する～戦後80年を振り返り、自己責任論を乗り越えよう」を基本コンセプトとした「人間らしく働くための九州セミナー第35回記念大会」が11月15日～16日の2日間、大分市で開催されました。

開会にあたって現地実行委員会の酒井誠委員長は、新しい仲間を作り、多くの学びを持ち帰ってほしいと呼びかけました。また、代表世話人会の田村昭彦議長（全国センター副理事長）は、九州セミナーの35年間の活動を振り返り、①労働者・労働組合、医師・医療従事者、弁護士、研究者、被災者等の共同した取り組みであること、②健康権の確立を基本コンセプトとし、学び・調査し・行動する運動であることなど、継承すべき特徴を明らかにした上で「大いに学び、語り合い、励まし合うセミナーとしよう」と呼びかけました。

### 健康権の確立の確立に向けた課題は何か

1日目は、大分大学地域経済社会教育開発センター長である石井まこと教授の「健康な社会と労働問題～社会に責任をもたせる『大きく組む』社会運動の展望」と題する記念講演。続いて、前記の基本コンセプトを深めるパネルディスカッションが行われました。そこでは労働組合役員、医師、弁護士、研究者が登壇し、80年代以降に広がった自己責任論をどう乗り越えるか、また課題は何かをめぐって討論しました。その上で健康権を豊かに創造するため、連帯を広げることの重要性を確認しました。

### 分科会で実践的な経験交流

2日目は、①障害をもつ人の働く権利、②夜勤交代制勤務と健康、③労働安全衛生委員会の活性化、④メンタルヘルス対策、⑤ハラスメント対策、⑥振動障害のたたかいと展望、⑦じん肺・アスベスト、過労死等労災職業病など、11の分科会で事例発表と質疑を通じた実践的な経験交流が進みました。このうち、労働安全衛生委員会の活性化をテーマとした分科会では、災害分析、職場巡視、安全衛生教育等、多様な安全衛生委員会活動の利点と課題が報告されるとともに、活動の中から勝ち取った改善事例についても共有しました。



代表世話人会・田村昭彦議長

特別企画では、日本平和委員会の千坂純事務局長から「働く者の健康を根こそぎ奪う戦争への道にストップを」と題する講演があり、豊富な資料の分析をもとに、戦争に突き進む危険な動きに声を上げようと訴えました。

今後の代表世話人会の体制ですが、35年間にわたり議長の重責を担った田村昭彦氏が退任し、新たに全労連九州ブロックの渡邊宏事務局長、舟越光彦医師、井下顕弁護士の3人が共同議長に就任しました。

最後に参加者は「人間らしく働き、暮らせる職場・社会の実現をめざして全力で取り組もう」と互いに誓い合いました。 (全国センター 森崎 巖)

### 私の一冊 57

#### 「車輪の下」 ヘルマン・ヘッセ著

本書は、ノーベル賞作家でもあるヘルマン・ヘッセの自伝的小説と言われています。

「天分については疑いの余地がなかった」ハンス・ギーベンラートは、「両親が金持ちでない」片田舎の少年にとって「ただ一つの狭い道」だった神学校に進学しますが、無味乾燥な教育で心をすり減らし退学に追い込まれてしまいます。帰郷後、人間らしい生活を取り戻したかと思ったのも束の間、悲劇に見舞われる姿を描いています。こうしたことから本書は、教育とは何か、個人の尊厳とは何か、自分らしく生きるとは、を問いかけていると言われております、中高生の読書感想文の課題図書としても広く知られています。

私が初めて本書を読んだのは中学生の頃でした

が、私自身が田舎の貧しい家庭に育ったこともあり、「いつか自分もハンスのようになってしまうのでは」と、いらぬ心配をしていたことを覚えています。また、初めて本格的な海外作品に触れたこともあってか、「海外文学こそ本物の文学である」という思考に陥ってしまい、しばらくの間、海外文学ばかり読んでいたことも思い出されます。それから、私が「自分もハンスのようになってしまうのでは」と思っていたことは、「少年の日の思い出」として墓場まで持っていくつもりでしたので、くれぐれも内密にお願いします。 (全国商工団体連合会 宇野 力)



新潮文庫

## 制度改善は着実に前進するも課題はまだ多い。

### 第36回じん肺全国キャラバン集結集会 一謝れ・償え・なくせじん肺・アスベスト被害一

建交労の足立浩中央執行委員長は、主催者あいさつで、今年で36回を迎えるキャラバンは、着実に救済や予防などの制度改善に寄与してきたこと、裁判闘争では勝利解決を勝ち取ってきており、取り組みを交流し、さらに連帯し、最後までたたかい抜こうとよびかけました。

立憲民主党、日本共産党、社会民主党から議員があいさつ。政治判断による迅速な解決、国も企業とともに責任を果たすこと、すべての被害者が補償を受けられるようにさせることなどが語られました。

### 東京と大阪高裁での和解成立や福岡高裁の判決をふまえた情勢

鈴木剛弁護士(じん肺弁連幹事長)の基調報告では、この間の取り組みで大きな成果をかちとった建設アスベスト訴訟の東京1陣、2陣、大阪2陣、3陣で424名の原告が和解したことをうけ、他の多くの事件でも和解の動きがあることが報告されました。

トンネルじん肺訴訟は6つの裁判所で審理や和解協議がすすんでいるが、基金による裁判によらない救済にむけての救済法は日建連(日本建設業連合会)などの抵抗が大きいこと。

三菱重工長崎造船所(以下、三菱)の3陣と4陣の訴訟について、4陣は福岡高裁が三菱の主張をみとめ原告全員敗訴。続く3陣は原告全員救済の判決となり最高裁に舞台が移る。三菱との関係では過去の11回の判決のうち、4陣以外は三菱を批判する判決にもかかわらず、三菱はあくまで「下請けへの責任はない」と主張しじん肺を否定。続発性気管支炎にも罹患していないと主張しつづけている。この裁判はじん肺診査ハンドブックの改定にともなう認定基準の厳格化(=改悪)をめぐるたたかいの前哨戦でもある。現在継続中の裁判闘争は、793人が18件の事件でたたかっている。1日もはやく解決したいと決意が語られました。

### 解体費用の補助制度を

アスベスト建材を含む建物の解体をめぐっては、まだまだ不十分な点が多いことも報告されました。事前調査の必要な建物は毎年200万件といわれていることに対し、実際には60万件から70万件しか届けが出ておらず、無届の違法工事が横行していることは明らか。「アスベストを使え」と強制してきたのは国であり、解体時の除去費用を国は出すべきこと。他に、アスベスト台帳やハザードマップの作成



基調報告を行う鈴木幹事長

と活用も必要。韓国では解体費用への補助制度があり、あらゆる建物からアスベストを無くすことが目標として確立されているが、日本でも同様の対策が求められている。

キャラバン行動は多くの成果をかちとってきたが、課題は山積していると言わざるを得ない。運動の積み重ねに確信をもちながら一步ずつ前進していく、と呼びかけました。

### キャラバンの歴史を振り返った特別報告

特別報告としてキャラバンの歴史・意義について福岡の山本一行弁護士が語りました。第一回は長崎じん肺訴訟の非情な判決をうけて全国的に呼びかけられたこと、運動も手探りで当時はキャラバンカード全国をまわったこと、日鉄鉱業の鉱山が四国にあったが、抗口ははるか遠く猿と鹿に訴えてきたこともあったなどのエピソードも交えながら歴史が語られました。

建設アスベスト訴訟全国連絡会の清水事務局長からは、韓国アスベスト視察について報告され、全国各ブロックのキャラバンの様子が報告されました。各地で総勢1000人を超える取り組みとなりました。

### 原告からの決意表明

全国トンネルじん肺根絶訴訟、北海道建設アスベスト訴訟、首都圏建設アスベスト訴訟、三井金属神岡鉱山じん肺訴訟、三菱重工長崎訴訟の原告のみなさんから、裁判の現在の到達と、早期解決とともに、全員救済の判決を勝ち取る決意が語られました。

最後にいの健東京センターの井澤事務局長から翌日の省庁交渉や国会請願デモなどの行動提起がされ閉会しました。 (全国センター 徳山 通)